（特定共済契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第四十三条　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十一　（略）

十二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定共済事業等紛争解決機関が存在する場合　当該共済事業実施組合が法第十五条の十五第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該共済事業実施組合の法第十五条の十五第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十三　（略）

（共済事業の運営に関する措置）

第四十八条　共済事業実施組合は、法第十五条の十四（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、その共済事業に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（特定共済契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第四十三条　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十一　（略）

十二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定共済事業等紛争解決機関（法第百二十一条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下この号及び第二百七条第一項第五号ハにおいて同じ。）が存在する場合　当該共済事業実施組合が法第十五条の九の二第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第百二十一条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ及び第二百七条第一項第五号ハ(1)において同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該共済事業実施組合の法第十五条の九の二第一項第二号に定める苦情処理措置（同条第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。以下同じ。）及び紛争解決措置（同項第二号に規定する紛争解決措置をいう。以下同じ。）の内容

十三　（略）

（共済事業の運営に関する措置）

第四十八条　共済事業実施組合は、法第十五条の九（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定により、その共済事業に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　特別勘定を設けた共済契約の締結に際して、当該共済事業実施組合の役員又は使用人が、共済契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ　特別勘定に属する資産（以下この項において「資産」という。）の種類及びその評価の方法

ロ　資産の運用方針

ハ　資産の運用実績により将来における共済金等の額が不確実であること。

二　共済金等の額を外国通貨をもって表示する共済契約（事業者を共済契約者とするものを除く。）の締結に際して、当該共済事業実施組合の役員又は使用人が、共済契約者に対し、共済金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の額が、共済契約時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の額を下回る場合があることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

三　共済掛金の計算に際して予定解約率を用い、かつ、共済契約の解約による返戻金を支払わないことを約した共済契約の締結に際して、当該共済事業実施組合の役員又は使用人が、共済契約者に対し、共済契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

四　既契約を消滅させると同時に、既契約の責任準備金（被共済者のために積み立てられている額に限る。以下この号において同じ。）、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を、新たに締結する共済契約（以下「新契約」という。）の責任準備金又は共済掛金に充当することによって成立する共済契約（既契約と新契約の被共済者が同一人を含む場